九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

史料紹介 ： 九州帝国大学法文学部草創期の在外研究員

梶嶋, 政司
九州大学附属図書館記録資料館: 助教

https://doi.org/10.15017/1546847

出版情報：九州文化史研究所紀要. 55, pp.1-32, 2012-03-30. 九州大学附属図書館付設記録資料館九州文化史資料部門
バージョン：
権利関係：

史料紹介

九州帝国大学法文学部草創期の在外研究員

梶嶋政司

はじめに

大正８年（1919）11月に東北と九州の両帝国大学へ法文学部を置くことが決まり、九州帝国大学に法文学部の設置が実現したのは大正13年（1924）９月のことである。

九州帝国大学法文学部の設置に際して重要な役割を果たしたのは、当時すでに天皇機関説で著名な法学者で大正デモクラシーの中心人物だった東京帝国大学法文学部教授美濃部達吉であった。美濃部はすでに大正11年頃には九州帝国大学法文学部の教官候補者の選定をはじめており、翌大正12年12月に文部省から九州帝国大学の法文学部創立委員を嘱託されると法文学部の組織づくりなどにとりかかった。翌々大正13年10月11日に九大教授を兼任して法文学部長事務取扱を拝命してからは学部運営にあたった。美濃部の九大教授在任は昭和２年10月に予定された法文学部の44講座全てが設置されるまでつづいた(1)。

美濃部による法文学部創設の仕事は多岐にわたると思われるが、なかでも重要であったのは教官候補者の選定であろう。新しい法文学部の方向性は選ばれた教官候補者たちによって担われていくと言える。教官候補者は新しい法文学部に、いかなる構想をもって臨んだのであろうか。このような問題を考える場合、教官候補者が法文学部教授へ着任する前に文部省在外研究員として海外、主にヨーロッパへ留学した時、任地から法文学部宛に書き送った書翰（宛先は総長、法文学部長、同学部事務官などがみられ

る）は極めて興味深い内容を提供してくれる。言うまでもなく彼らの留学目的は各自専攻する分野の研究であったが、手紙を読み進めてみると、新設される法文学部のための図書蒐集や心理学の実験装置の購入といった使命があったことがわかる。また、手紙で各教官候補者から寄せられる図書購入に関わる予算措置などの要望にたいして、大学当局（美濃部の考え）がいかなる方針で臨んだかを返信文案（公文書）から知ることができる。

ヨーロッパで蒐集した専門分野の図書は法文学部の設置とともに新たに建設される九州帝国大学附属図書館へ架蔵される予定になっていた。『九州帝国大学法文学部概況』によれば、昭和三年の時点で附属図書館には次の４つの文庫が所蔵されている。

バルト文庫（Barth-Bibliothek）（哲学、文学、法律）
シュツンプ文庫（Stumpf-Bibliothek）（哲学、心理学）
ロートマル文庫（Lotmar-Bibliothek）（法律）
グロース文庫（Gross-Bibliothek）（政治、経済）

これらはいずれも法文学部草創期の在外研究員によって購入された図書である。本稿で紹介する史料からも、これらの文庫購入のいきさつの一端をうかがい知ることができる。

九州帝国大学法文学部の創設期の在外研究員の動向や、彼らによって集められた図書の蒐集過程を明らかにすることは、近代日本における学問史を考える際の基礎的な作業となろう。

1　九州帝国大学法文学部の在外研究員

書翰を紹介するまえに、まずは在外研究員制度について整理しておこう。

在外研究員制度は大正９年（1920）９月15日に制定された「文部省在外研究員規程」（勅令第393号に拠っている。「文部省在外研究員規程」は全11条の条文に附則と別表「在外研究員旅費定額表」からなる。次に全文を掲げておこう。

勅令第393号（官報９月15日）(2)

文部省在外研究員規程

第一條　文部省在外研究員ハ外国ニ於テ学術技芸ヲ研究セシムル為文部省直轄学校教官其ノ他文部大臣ニ於テ適当ト認ムル者ニ就キ文部大臣之ヲ命ス

第二條　文部省在外研究員ノ研究科目在留国及在留期間其ノ他必要ノ事項ハ文部大臣之ヲ指定ス

第三條　文部省在外研究員ニハ学資、支度料及旅費ヲ給ス

学資ハ月額三百六十円、支度料ハ七百円以内トス

旅費ハ別表ニ依ル、但シ別表ニ掲ケサル国ニ在留スル者ニ給スル旅費ハ別表ニ準シ、其最高額以内ニ於テ文部大臣之ヲ定ム

在留国二以上ニ亙ル場合ニ於テ、在留国間ノ旅行ニ付テハ支度料及旅費ヲ給セス

特別ノ事由アルトキハ学資、支度料及旅費ハ之ヲ減額支給スルコトヲ得

第四條　文部省在外研究員研究上各地ヲ巡歴シ又ハ在留地ヲ転スルトキ其ノ他特別ノ事由アルトキハ相当ノ手当ヲ給スルコトヲ得

第五條　文部省在外研究員本邦出発前死亡シ又ハ官ノ都合ニ依リ文部省在外研究員ヲ免セラレタルトキハ支度料ノ全部又ハ一部ヲ給スルコトヲ得

文部省在外研究員本邦出発後死亡シタルトキハ死亡地ヨリ本邦出発港迄外国旅費規則ニ準シ旅費ヲ給ス

第六條　文部省在外研究員旅行中疾病、変災其ノ他避クヘカラサル事由ニ依リ、同一地ニ滞在スルコト七日ヲ超過スルトキハ其ノ超過日数ニ対シ日額二十円ノ割合ヲ以テ別ニ旅費ヲ給スルコトヲ得、但シ船舶中ノ滞在ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第七條　文部省在外研究員文部大臣ノ命令ニ違背シタルトキ、不都合ノ行為アリタルトキ又ハ成業ノ目途ナキニ至リタルトキハ文部大臣ハ

之ヲ免スルコトヲ得

第八條　文部省在外研究員ハ帰朝ノ日ヨリ其ノ在留期間ノ二倍ニ相当スル期間文部大臣ノ指定スル職務ニ従事スル義務ヲ有ス

第九條　第七條ノ規定ニ依リ在外研究員ヲ免シタル者又ハ前條ニ規定スル義務ヲ尽ササル者ニハ之ニ支給シタル学資、支度料、旅費及手当ヲ償還セシム、但シ特別ノ事情アルトキハ償還義務ノ一部又ハ全部ヲ免除スルコトヲ得

第十條　学資、支度料、旅費及手当ハ前金渡ヲ為スコトヲ得、但シ学資ハ六月分以内ニ限ル

第十一條　官吏ニシテ文部省在外研究員ヲ命セラレタル者ハ本邦出発ノ日ヨリ帰朝ノ日迄之ヲ定員外ト為シ俸給ヲ給セス、但シ時宜ニ依リ特ニ俸給ノ半額以内ヲ給スルコトヲ得

前項ノ規定ハ官吏ニ非サル文部省在外研究員ニシテ文部省直轄学校教官ニ任セラレタル者ニ付之ヲ準用ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

文部省外国留学生規程ハ之ヲ廃止ス

本令施行ノ際現ニ文部省外国留学生タル者ハ本令ニ依リ文部省在外研究員ヲ命セラレタルモノト看做シ其ノ給与ニ付テハ大正九年八月分ヨリ本令ヲ適用ス、但シ大正九年八月一日前本邦ヲ出発シタル者ノ支度料及在留国ニ発シタル者ノ旅費ニ付テハ仍従前ノ例ニ依ル

本邦施行前帰朝シタル文部省外国留学生ノ義務ニ関シテハ仍旧令ニ依ル

（別表）

在外研究員旅費定額表

在留国名	旅費（片道）
英吉利	一，五〇〇円
亜米利加合衆国（シカゴ及其ノ以東 （シカゴ以西	一，三七〇 一，二四〇

仏蘭西	一，四二〇
独逸、墺地利	一，五九〇
伊太利	一，四八〇
白耳義、瑞西	一，四七〇
和蘭	一，五二〇
洪牙利	一，六三〇
西班牙	一，五七〇
葡萄牙	一，六六〇
露西亜	一，七七〇

第一条によれば「外国ニ於テ学術技芸ヲ研究セシムル為、文部省直轄学校教官其ノ他文部大臣ニ於テ適当ト認ムル者」が在外研究員として派遣された。派遣にあたり700円以内の支度領と月額360円の学資および旅費が支給される。在留期間を満了して帰国した者は「帰朝ノ日ヨリ其ノ在留期間ノ二倍ニ相当スル期間文部大臣ノ指定スル職務ニ従事スル義務ヲ有」していた（第八条）。この「文部省在外研究員規程」は明治34年（1901）に制定された「文部省外国留学生規程」を改正したもので、在外研究員制度は昭和15年（1940）まで継続した。

草創期の九州帝国大学法文学部では、美濃部によって集められた教官候補者のうち、第七高等学校造士館教授で倫理学専攻大島直治、第四高等学校教授で哲学専攻四宮兼之が在外研究員として大正11年４月にヨーロッパ留学に出発している。それ以降、法文学部では次頁の表に掲げた多数の教官および教官候補者が在外研究員としてヨーロッパ諸国、アメリカ、中国へ留学した。

九州帝国大学法文学部の草創期に文部省の在外研究員として留学していた人物としては、ドイツ・ベルリンにおいて日本研究所設立の深く関わった鹿子木員信（哲学哲学史講座）[3]や、蠟山政道（東京帝国大学教授）が在ベルリン在外研究員に呼びかけて開催した読書会（「ベルリン社会科学

研究会」）へ参加していた菊池勇夫（社会学講座）や舟橋諄一（民法第三講座）などが知られている(4)。

【表】九州帝国大学法文学部の在外研究員

大島直治（倫理学講座）、**四宮兼之**（哲学哲学史第一講座）、**山之内一郎**（憲法講座）、**佐々弘雄**（政治学講座）、**向坂逸郎**（経済学第三講座）、**東季彦**（民法第一講座）、**石濱知行**（経済学第二講座）、**森順次郎**（在外研究中に辞職）、**井口孝親**（社会学講座）、**藤澤親雄**（政治史外交史講座）、**中島慎一**（哲学哲学史第三講座）、**鹿子木員信**（哲学哲学史第二講座）、**豊田實**（英文学講座）、**三田村一郎**（財政学講座）、**大森研造**（経済学第四講座）、**西山重和**（国際法国際私法第二講座）、**佐久間鼎**（心理学講座）、**大澤章**（国際法国際私法第一講座）、**長壽吉**（西洋史学講座）、**木村亀二**（法理学講座）、**長沼賢海**（国史学第一講座）、**風早八十二**（刑法刑事訴訟法講座）、**宇賀田順三**（行政法講座）、**野津務**（商法講座）、**植田壽蔵**（美学美術史講座）、**竹内謙二**（経済学第三講座）、**菊池勇夫**（社会法講座）、**山尾時三**（商法第二講座）、**舟橋諄一**（民法第三講座）、**干潟龍祥**（印度哲学史講座）、**須川弥作**（仏文学講座）、**楠本正継**（支那哲学史講座）、**武藤智雄**（法制史講座）、**矢崎美盛**（哲学哲学史第一講座）、**佐野勝也**（宗教学講座）、**森耕二郎**（経済学第六講座）、**中村克巳**（哲学）、**浅野正一**（政治史外交史講座）、**波多野鼎**（経済学史）、**重松俊章**（東洋史学講座）、**佐治謙譲**（国法学）、**目加田誠**（支那文学講座）、**竹岡勝也**（国史学第二講座）、**高橋正雄**（経済学第七講座）、**田中和夫**（民事訴訟法講座）、**桑木務**（哲学）

2　在外研究員書翰

以下では、(1) 在外研究員に関する法文学部長事務取扱美濃部達吉書翰と、在外研究員としてヨーロッパに留学した教官候補者のうちから、(2) 大森研造、(3) 佐々弘雄、(4) 山之内一郎、(5) 佐久間鼎、(6) 大澤章・西山重和、(7) 風早八十二について、彼らがドイツのベルリンやフランスのパリなどの滞在先から法文学部へ書き送った書翰と、それに対する大学からの返信案を紹介する。ここに紹介する書翰はすべて九州大学大学文書館に所蔵されているものである。なお、翻刻にあたっては、適宜常用漢字に改め、句読点を付した。おどり字「〳〵」についてはかなの場合「ゝゝ」、カ

タカナの場合「ヽヽ」と表記した。抹消については、必要に応じて本文の下に「ς」（みせけち）を記した。また判読不能の箇所は■で示した。

以下、紹介する書翰の差出人について、【名前】／講座名（講座開設時期）／出身学・経歴／九大着任時期／留学期間／滞在国などを示すと次のようになる(5)。

【大森研造】／経済学第四講座（大正14年５月18日増設）／京都帝国大学・京都帝国大学助教授／大正14年11月／1923年９月18日～1925年10月２日／イギリス、ドイツ、アメリカ、フランス、イタリア

【佐々弘雄】／政治学講座（大正13年９月25日開設）／東京帝国大学・東京帝国大学助手／大正13年12月17日／1922年９月14日～1924年９月14日／イギリス、フランス、ドイツ、アメリカ

【山之内一郎】／憲法講座（大正14年５月18日増設）／東京帝国大学・東京帝国大学助手／大正13年12月17日／1922年７月31日～1924年７月31日／イギリス、ドイツ、フランス

【佐久間鼎】／心理学講座（大正14年５月18日増設）／東京帝国大学・東京女子高等師範学校教授／大正14年11月教授／1923年11月18日～1925年10月２日／ドイツ、イギリス、アメリカ、フランス

【大澤章】／国際法国際私法第一講座（国際法）（大正14年５月18日増設）／東京帝国大学・内務省／大正15年６月６日教授任官／1923年12月７日～1925年12月７日／イギリス、ドイツ、イタリア、フランス、アメリカ

【西山重和】／国際法国際私法第二講座（国際私法）（大正14年５月18日増設）／（外交官／大正15年４月10日教授任官／1923年11月８日～1925年11月８日／1923年11月８日～1925年11月８日

【風早八十二】／刑法刑事訴訟法講座（大正15年５月12日）／東京帝国大学・東京帝国大学助手／大正15年10月11日助教授任官／1924年８月１日～1926年７月31日／ドイツ、フランス、イギリス、イタリア、オーストリア

(1)　在外研究員に関する法文学部長事務取扱美濃部達吉書翰

九州帝国大学法文学部起案文書（会1229号）／大正13年（1924）8月12日起案、14日裁定・決行

美濃部法文学部創立委員へ照会ノ件

案

拝啓、炎暑ノ候愈御健勝ノ趣奉慶賀候、陳は昨年七月大正十二年度予算ヲ以テ在外研究員大森研造氏宛金参萬円也概算渡致置候処、右金額ハ該責任者大森研造氏ヨリ本学在外研究員十余名ニ分配シ、ソレ〻〻各専門学ニ関スル図書ノ購入ヲ委託サレ申候

右ハ本年三月迄ニ図書ノ購入ヲ了ヘ現品ハ遅クモ七八月頃マテニハ悉皆本学へ到着アルヘキ筈ナルニ、目下本学へ着荷ノ分ハ四名位ニ有之、大部分ハ未着荷或ハ未購入ノモノカト存候、就テハ之レカ精算ニ関シ大至急各関係者へ照会状差送度ニ付、左記要項ニ拠リ在外研究員井口孝親氏外八名ノ動静承知致度候条、御多忙中御迷惑ニ候へ共御回報相成度此段及御照会候也

年月日

会計課長

美濃部達吉宛

記

一、目下ノ滞在国地名

一、向フ本年十月中旬頃迄ニ移動ノ見込アラバ其ノ予定国地名

右在外研究員

井口孝親	森順治郎
向坂逸郎	大森研造
三田村一郎	鹿子木員信
石浜知行	豊田實
佐々弘雄	

書翰（美濃部達吉→坂根事務官）／大正13年（1924）10月21日

拝復、風早八十二氏より刑法関係書類購入の為め五千円請求の件に付御照会之処、右請求は至極必要とは存じ候得共、曩きに大澤章、西山重和両氏より国際法関係書類購入に付請求あり、其の総てに応ずることは予算上到底不可能に有之候に就ては、若し融通可能に候はゞ

国際法関係ニ　　三千円　　大沢、西山

刑法関係ニ　　三千円　　風早

の両方に支出御取計被下候様相願はれ候ハゞ好都合かと存候、総長とも御談合被下度願上候、長氏より請求の雑誌注文之件は異議無之候、藤沢氏講師嘱託之件早速御取計被下奉謝候、辞令書拝受、直に本人へ転送致し置候、但し前便御報知申上候通、最早銓衡委員を通過致し候に付、遠からす教授任命の運びに至るへくと存候

右御回答迄如斯に候、拝具

十月廿一日

美濃部達吉

坂根事務官殿

九州帝国大学法文学部起案文書（会５号）／大正13年（1924）10月28日起案・裁定・決行

美濃部学部長事務取扱へ照会ノ件

案

謹啓晩秋ノ候愈御清勝ノ趣奉欣賀候、陳は風早八十二氏ヨリ別紙ノ通、各国ノ刑法関係書籍購入致度ニ付、金五千円位融通相願度旨総長宛照会有之候、本学部設備費中図書費ニ付イテハ御承知ノ通ノ少額ニテ、各在外研究員総テニ経費ノ配当致スコトハ到底難相成コトニ候へ共、其ノ学科ノ種類ニ依リ是非トモ在外中ニ蒐集セサレバ購入困難ノモノハ何トカ予算ノ差繰ヲ行ヒ支出ノ道ヲ講シ度存候条至急何分ノ御指示相成度候

次キニ長壽吉氏ヨリ別紙目録ノ外国新聞雑誌ヲ予約ナシ置カレ度旨通知ニ

預リ候ニ付、丸善株式会社福岡支店ニ見積ラセ候処別紙ノ通ニ候条、御承認ヲ待ツテ決行致度、伺案相添ヘ御照会申上候
尚長氏申越ノ目録以外ニ予約ノ必要アルモノ有之候ハヽ御回報相成度併テ相伺候
先ハ右御照会旁得貴意候也

年月日

事務官

美濃部達吉宛

書翰（美濃部達吉→大島学部長）／大正14年（1925）11月11日

拝復、十五年度海外研究員としては、日(干)潟龍祥氏を推薦致し度存居候、来年三月頃出発せられ候様致し度、同氏の内意御聞糺之上、可然上申方御取計被下度願上候、拝具

三月十六日

美濃部達吉

大島老台

侍史

(2) 大森研造

九州帝国大学法文学部起案文書（会1284号）／大正13年（1924）8月25日起案、26日裁定、27日決行

大正十二年度概算渡金ニ関シ本学在外研究員ヘ照会ノ件
大正十二年度歳出臨時部高等諸学校創設及拡張費ヲ以テ、曩ニ在外研究員大森研造宛金参萬円概算渡致置候処、右金額ハ該責任者大森研造ヨリ本学在外研究員十余名ニ分配シ、ソレヽヽ各専門学ニ関スル図書ノ購入ヲ委嘱サレ申候、目下本学ヘ着荷致候分ハ四名位ニ有之、大部分ハ未着荷或ハ未購入ノモノニ有之候
右概算渡金ノ精算期ハ大正十三年末マテニテ、至急精算ノ必要上、左記三

案、各関係者へ送付相成可然哉

案

拝啓愈御清穆ノ段奉欣賀候、陳は曩ニ大正十二年度予算中ヨリ概算渡金参萬円也貴殿宛送金致置候処、右ハ本年三月迄ニ図書ノ購入ヲ了へ、現品ハ悉皆本学へ到着アルヘキ筈ナルニ、別紙ノ通未ダ大部分着荷相成居ラサル現状ニ有之、如斯事情ニテハ右金額ノ精算ハ何時完了可相成哉、頗ル懸念ニ不堪候

先便ニモ申上候通、右概算渡金ハ各位分配金ヲ以テ購入相成候図書全部本学へ到着シ、御送付ノ目録ト照合ノ上、貴殿ノ名義ヲ以テ一日モ早ク精算ヲ完了シ、会計検査院へ提出致ササルヘカラサル筈ニ有之候條、毎度御迷惑ニ候へ共貴殿ヨリ各関係者へ右ノ趣旨徹底相成様御伝言ノ上、至急本学会計課宛、現品御出荷相成ト仝時ニ別便ヲ以テ必ズ図書目録又ハ「インボイス」ニ精算書其外関係書類添付、小官宛御郵送相成候様御伝達方御依頼申上候

先ハ右取急キ要用マデ如斯ニ御座候、敬具

年月日

会計課長

大森研造宛

独逸伯林日本大使館気付

案

拝啓、益御健勝ノ趣奉慶賀候、曩ニ本学ヨリ大正十二年度予算中ヨリ金参萬円也大森研蔵氏宛概算渡致置候処、右金額ノ内貴殿モ其ノ幾部分ノ分配相受ケラレ、各専門学ニ関係アル書籍ノ購入ヲ委託サレ候由承リ申候

右ハ大正十三年三月迄ニ購入ヲ了へ、現品ハ悉皆本学へ到着アルベキ筈ナルニ、未タニ何等ノ手懸ナク如何ニ相成居候哉承知致度候

右概算渡金ハ各位ノ分配金ヲ以テ、ソレ〳〵御購入相成候図書全部本学へ到着シ、御送付ノ目録ト対照ノ上、一日モ早ク精算ヲ完了シ、会計検査院

へ提出致ササルヘカラサルモノニ有之候条、毎度御手数ニ候へ共、右了知ノ上至急現品ハ本学会計課宛御出荷相成ト仝時ニ別便ヲ以テ必ス図書目録又ハインボイスニ現金受払明細書其他関係書類添付、小官宛御郵送相成度、此段申進候也

年月日

会計課長

向坂逸郎（独日本大使館気付）

三田村一郎（独、伯林日本大使館気付）

鹿子木員信

森順次郎（仏国巴里日本大使館気付）

石浜知行

各通

案

拝啓、愈御清穆ノ趣奉欣賀候、陳は曩ニ本学大正十二年度予算中ヨリ金参萬円也大森研造氏宛概算渡致置候処、右金額ノ内貴殿モ其幾部分ノ分配相受ケラレ、各専門学ニ関係アル書籍ノ購入ヲ委託サレ候由承リ申候

就テハ右概算渡金ヨリ御購入相成候モノカ『Dulan & Co.ltd.ヨリ書籍荷箱参個本年四月貴殿名義ヲ以テ到着仕居候へ共』確カナル御通信モ無之、又「インボイス」モ相見エザル為乍遺憾其儘保管致居候条、否哉御返事相成度候

右概算渡金ハ各位ノ分配金ヲ以テ購入相成候図書全部本学へ到着シ、御送付ノ目録ト照合ノ上一日モ早ク精算ヲ完了シ、会計検査院へ提出致ササルヘカラサルモノニ有之候条、御多忙中ニ候へ共、右御了知ノ上御出荷ノ図書目録ニ概算渡金受払明細書其他関係書類添付、至急小官宛御郵送相成度此段及照会候也

年月日

会計課長

豊田實（英国倫敦日本総領事館気付）

佐々弘雄（仏国巴里日本大使館気付）

各通

＊付箋「（佐々氏ヘノ書翰ニハ左文ヲ挿入ス）『』ノ間
Phs. Van Immeren 差出ノ書籍箱四個（奥田譲教授宛）本年七月到着氏居候へ共」

（豊田實氏宛ノ書翰ニ左ノ追書ヲ加フ）
尚本年六月十四日付会第一〇二二号ヲ以テ、大正十三年度予算中ヨリ金壱千円也貴殿宛概算渡致候分モ最早御受領ノコト、存候、右概算渡金ヲ以テ御購入相成書籍ト本文ノ書籍トハ厳然ト区別シテ御出荷相成度為念申添候也

大森氏ノ書面ニ添付スヘキモノ
概算渡金購入図書着荷調
大森氏計算報告書ニ依ル

関係者氏名	分配金額		本学ヘノ図書着荷数	備考
山之内一郎	四〇〇ポンド	〇〇	一	
向坂逸郎	三〇〇	〇〇	〇	
石濱知行	二〇〇	〇〇	〇	
東　季彦	二〇〇	〇〇	二	インボイス未着
佐々弘雄	六〇〇	〇〇	四	インボイス未着
三田村一郎	二〇〇	〇〇	〇	
森　順治郎	二〇〇	〇〇	〇	
大森研造	二三四	九, 一一	〇	
大島直治	五〇〇	〇〇	三	外ニ弐個未着
井口孝親	二六〇	〇〇	九	精算完了
佐久間鼎	一一〇	〇〇	〇	
合計	三, 二〇四	九, 一一		

備考　尚他ヨリ通信ニ依レバ右金額ノ内更ニ鹿子木員信、豊田實、木村亀

二、西山重和、大澤章等ノ諸氏ヘモ分配サレシ趣ナルガ其ノ内
　豊田實氏分　　参個（インボイス未着）
　木村亀二氏分　小包二三包
ハ本学へ到着領収済
右ノ外概算渡金ニ関係ナキ分トシテハ、井口氏ノバルト氏文庫一四個、バウルリンテ氏文庫六個、山之内氏ノプライス氏文庫一個、外一個到着済

(3)　佐々弘雄

書翰（佐々弘雄→（九州帝国大学事務官会計課長）板根事務官／大正14年(1925) 1月22日

謹啓、極寒の候益々御清穆の段慶賀奉候、万事御高配を蒙り厚く御礼申上候、扨一月廿日出一月分俸給小切手金二百五拾四円拾銭也、右正ニ領収候段不取敢御通知申述候、尚図書購入計算書其外庶務ニ付ては二月上旬私儀福岡参向の節御打合申上可候へ共、只今至急御取調願度存候左記の件、御一報被下バ奉甚之至ニ奉存候

一、大正十二年十一月独乙より発送申候四函に就ては、昨年送状 B/L 御送付申上置候へバ、受取保管万端御廻置被下候事と拝察仕候、尚右内容ニついては法文学部分、並ニ佐々弘雄分等混宥致居候バ、カタログ調製等ハ右ニ申述候如く、私議参向の節迄御猶予相成度願上候、又右四函分運賃其外手数料等に就ても右の節ニ譲申候

二、大正十三年七八月の交、ロンドン（クリッフォード街十四番 Truslove 書店より発送）より法文学部内東、佐々名宛ニて貴事務所宛発送致候小本函一ケハ送状（B/L）も貴事務所宛ニ致候へハ既ニ御受取の事かと推察仕候、右ニ就何分御取調の程願上候

三、大正十三年八九月の交、巴里 Vrin 書店より発送申候三函の本ハ、四通共送状私手許ニ保管致居候へは、右受取方如何相成候や、之又御伺申上候、因ニ（二）、（三）も（一）と同様に法文学部分と佐々弘雄分と混宥致居候、又右ハ全部日本郵船を通し送付致申候、特ニ第三の三函ハ送料

金済と記憶致居候

右の件外国問合せの必要ある場合を慮り、且支払ふべき分も有之候へは（英国分）何卒至急御取調御廻答被下度偏ニ奉願上候

尚私儀叙任辞令未た頂戴仕らず候処、右は文部省より直接下付あるべきものなるや、真野総長より御廻送被下ものなるや、為念御伺申上候、

繁雑の諸件御多用中申入候段御寛恕相成度奉願上候、敬具

一月廿二日

佐々弘雄拝

坂根事務官殿

侍史

追而、上述の第三仏国より発送の三函ニ関する送状正本三通同封致置候へバ甚乍恐縮受取方御交捗賜り度願上候、因ニパリより神戸迄の運賃ハ完済仕候

九州帝国大学法文学部起案文書（法文会34号）／大正14年（1925）1月27日起案、28日裁定、29日決行

佐々教授へ回答ノ件

案

拝復、厳寒ノ候愈々御清栄ノ趣奉欣賀候、陳は一月二十二日付貴翰正ニ領収仕、御照会ノ件左ニ申上候

一、去ル大正十二年十一月独国 Phs Von Immeren ヨリ差出ノ書函四個（農学部奥田教授宛）ハ昨年八月十五日付会第一二三五号ニ依リ照会致置候通、大正十三年七月確カニ到着仕候、右ニ関シテハ客年八月十一日付会第一二〇九号ヲ以テ東季彦氏へモ委曲通知致置候次第ナルカ、現品ハ十三年一月中ニ門司港ニ入荷相成候趣ナルモ B/L ナキ為、受領難相成、止ムナク競売ニ附セラルヽ迄ニ延引致候ヲ本学職員ヲ仝地ニ出張セシメ、税関及日本郵船会社支店へ交渉ノ結果、本学ノ保証書提出ノ上漸ク仝年七月五日荷受仕候、事情為メニ保管料運賃其他ニテ金弐百五拾参円

八拾五銭支払申候

二、大正十三年七月倫敦 Truslove & Hanson ヨリ発送ノ貴官並東季彦氏宛ノ書函一個ハ昨年九月二十七日受入済ニテ、門司ヨリ本学迄ノ運賃金参円六拾九銭支払申候

三、大正十三年八月巴里 Vrin 書店ヨリ発送ノ書函三個ハ昨年十月二十日頃神戸港ニ到着ノ趣ヲ仝地井口商会ヨリ照会有之、其当時本学部ヨリ東季彦氏へ端書ヲ以テ B/L ノ有無其他ヲ照会仕置候処、今日迄何等ノ回答ニ不接、其ノ儘ニ致置候次第ナルカ、今般貴官ヨリ御送付ノ船荷証券ニ依リ、早速手続可致候、右保管料運賃其他ノ諸掛ハ現品本学へ到着ノ上支払フコトニ先方へ申送ルベル候

前記ノ書函ニ関シテハ何等ノ御通知ニ不接為、今日マデ其ノ儘保管致置候条、カタログノ調製其他ハ御申越ニ随ヒ、貴官御着任後ニ譲リ可申候

叙任辞令ハ未タ文部省ヨリ送付無之ニ付、電報問合候処、官記未タ内閣ヨリ送付ナク、着次第送付スヘキ旨回電有之候、本学へ到着次第早速御送付可致候

右御回答マテ如斯ニ御座候、敬具

年月日

事務官

佐々弘雄宛（東京市麻布区三河台町一四番地）

(4) 山之内一郎

九州帝国大学法文学部起案文書（会17号）／1924年（大正13）11月27日起案・12月1日裁定、2日決行

山之内一郎氏へ照会ノ件

案

謹啓無事御帰朝ノ趣奉欣賀候、陳は別紙写ノ通三菱商事株式会社門司支店ヨリ申越候ニ付イテハ如何取計可致哉御差図相成度候、次ニ貴官在外中御購入相煩ハシ候書籍本学部へ到着致居候モノハ、独逸ヨリ三菱商事株式会

社ニ託送書函参個（内二個ハ代金未払ノ為本学ヨリ直接三菱商事会社へ支払済）、和蘭海牙 Martinus Nijhoff 書店差出ノ小包九個及貴官直接御郵送小包一個、計三口ニ有之、右ノ内嚢ニ本学ヨリ大森研造氏宛概算渡金三萬円ノ中ヨリ御購入相成候モノハ何レノ口ニ候哉伺上候

尚御手数ニ候へ共、本学ノ為御購入相成候図書ノ目録、価格及領収書等一括至急御送相成度候、先ハ右及照会候也

年月日

法文学部事務所

山之内一郎宛

東京市麻布区冨士見町三三番地

【別紙】

備考（写）

大正十三年三月二十九日

山之内一郎様

九州大学法文科用書籍ノ件

拝啓益々御清勝奉賀候、陳は過日御問合セニ預り候頭書ノ件ニ関ル九州大学当局ト弊社門司支店トノ打合要領左ノ通ニ有之、御了承相成度候、謹言

巴里三菱

岩崎栄

記

一、支払ハ本年三月中ニ完全ニ大学ニテ受入出来シモノニ対シテハ本年度（十二年度）予算ニテ、四月以降ノモノハ十三年度予算ニテ支払ヒヲ受クルコト

二、大学トシテ物品購入ニ際シ金利、保険料並ニ電信料ト其ノ支途ヲ区別シテ支払フノ途ナキ由ニツキ、表面委託買付トセズ、便宜三菱商事会社門司支店ヨリ購入スル形式ニテ当方ヨリ見積書ヲ提出シ契約書作成ノ上、代金支払ヒヲ受クル事、尤モ右見積金額ハ買入元価ハ勿論運賃諸掛

並ニ金利口銭等加算シタルモノトス（但シ参考ノ為メ計算明細書ハ添附スル事）

尚金利■■ハ其都度双方間ニテ協定スル事

三、後日ニ至リ精算、納期、書籍内容等ニツキ面倒ヲ惹起セサル様篤ト協議ノ件ニ関シテハ大学ニテモ、素々三菱ニテモ厚意上御世話被下シモノニツキ可成受入ニツキ面倒ヲ煩ハサヾル積ナルモ、万一質疑ノ点等アリ照合セシトキハ誠意ヲ以テ御回答願ヒ度トノ事ナリ、這ハ当然ノ義ナレバ御承諾セリ

(5) 佐久間鼎

書翰（佐久間鼎→九州帝大学総長真野文二／大正13年（1924）6月22日

六月二十二日　ベルリンにて　佐久間鼎

真野先生

机下

いよ〳〵御清健に折角大学のため御尽瘁の御事と拝察いたします。当地でもだいぶ暑くなりました事故、御地の暑さはさぞかしとお察し申します。幸に当地在留の諸氏も別状なく勉学に従事されてゐます、中に井口君は暫く病臥され、手術をも受けられたやうな次第でしたが、最近静養地のスウイスから来た消息によると、非常に経過がよく元気でいた由なので、私たちも安心してゐるやうなわけでございます、大森君が微恙の故で先日の会合に欠席されましたが別段大した事ではないやうに承知いたします。

四宮君の送別、長沼君の歓迎の意をかねて先日（十七日）ドイツ在留の人たちの九州会を開きました、出席者は右二君の外鹿子木、三田村、向坂の三君と私とで、その節話題に上った講座設置に対する希望については、私から美濃部先生まで申上げておきました、

シトゥンプ氏所蔵図書のうち、まだ氏の手許に残ってゐる分を譲りたいといふ話がありましたので、一応面談する考で参りましたが、旅行中でまだ会ふをりを得ません、今回の分はアカデミーの報告書で各方面に関聯した

材料を含み、場間(ママ)ではなかなか手に入らないものと聞き及びます、氏に面会し得たならば、唯今図書購入の資がないといふ事情を話して、他に譲ることを見合はせて手許に保留しておいてもらふやうに頼む考ではありますが、かういう際に何等かの便法を講じ得るならば、大学のために非常にいゝ事であらうと存じます、

尚かねてお話し申上げてあります心理学の実験装置の購入については、製造所の関係から主としてドイツで求めなくてはなりませんが、当地在留中購入の許可を与へられるやう切に御願致します、前後数回の旅行で、ドイツの各大学の心理学研究所の模様は大体知ることを得ましたし、大抵の学者にも面会して面識を得ましたので、相談などする便宜があり、かたゝゝ早く購入許可の御指令に接すると極めて好都合なのでございます、何卒この点を御勘考の上御指図下さるやう願上げます、(購入の際は便宜上三菱商事会社又は三井物産会社をして購入から運送まで取扱はせますので、御指図があり次第着手することが出来まず)

ベルリン大学では教授諸氏の好意によって多大の研究の自由と便宜とを得て、大いに感謝してゐる次第で、先日東京大学の松本亦太郎先生の御来遊に際し心理学研究所関係の教授、助教授、講師、助手五氏を招待していさゝか謝意を表し、且は日本とドイツとの斯学者の交渉を深めるに資した事でございます、当地では学術上実に大いに得るところがあり、また今後も大いに学ぶべきものゝあることを見出しましたが、更に別種の期待を以てウイーンやミラノやルヴァンなどの大学を尋ねるために、この秋にはベルリンを去る考でございます、

終りに先生の御健康を祈り新学部の希望多き誕生を祈ります

九州帝国大学法文学部起案文書（会1235）／大正13年（1924）8月12日起案、15日裁定、16日決行

在外研究員佐久間鼎氏へ回答ノ件

拝啓愈々御健勝ノ段奉賀候、陳は去ル六月二十二日付ヲ以テ総長へ御申越

ノ御書面ノ趣了承仕候、心理学ノ実験機械購入経費ニ関シ曩ニ六月二十七日附会第一〇七三号ヲ以テ依命回答致置候通心理学教室設備一式トシテ金五〇〇〇円ヲ充用スルコトニ相成居候ニ付、其ノ範圍内ニ於テ機械購入相成義ハ差支無之候、右ニ依り注文セラレシ現品本学ヘ到着ノ上代金ハ本学ヨリ直接納品人ヘ支払スルコトニ取計フベク候

依テ納品人ハ「インボイス」ニ代金請求書ヲ添ヘ当会計課ヘ送付有之度候

次ニ大森研造氏ヨリノ来状ニ依レバ曩ニ大森氏ヘ概算渡金参萬円ノ中、法文学部図書購入費トシテ英貨壱百拾磅程貴殿ヘ分配サレシ趣ナルガ、最早図書御購入ノ上御出荷相成候哉伺上候

右ハ各位ノ購入図書全部本学ヘ到着取調候上、遅クモ大正十三年十二月迄ニハ必ズ悉皆精算完結シ会計検査院ヘ提出セサルヘカラサル規定ニ有之候條、御多忙中御手数ニ候ヘ共右事情御賢察ノ上一日モ早ク現品ハ本学会計課宛御出荷相成ト仝時ニ図書目録又ハインボイスニ精算書其他関係書類添付小官宛御郵送相成様御高配相煩ハシ度、此段依命御回答旁々及照会候、敬白

年月日

事務官

佐久間鼎宛

（独逸伯林日本大使館気付）

書翰（佐久間鼎→九州帝国大学会計課長坂根友敬／大正13年（1924）10月25日

大正十三年十月二十五日

在ベルリン　文部省在外研究員　佐久間鼎

九州帝国大学

会計課長　坂根友敬殿

さきに御送附申上げた心理学関係の図書（大森研蔵氏より配附の百十パウンドを以て購入したもの）は既に御入手の事と存じます、実験機械の購入

については、御通牒に接して以来、御指定額の五千円以内で最も有効なものを購入するやうに鋭意調査を遂げ、数次の取捨選択を経て、もはや八分どほりは注文を三菱商事会社の手を経て発した次第であります、幸に当地大学の心理学研究所長及び所員の厚意によって、最新式の装置の製作を特に依頼することを得、尚従来用ゐられたものについても多年の使用上の経験から善悪の鑑別について意見のあるところを聞くことを得て、多大の便宜をうけた事であります、且現時頗る活気帯び、学者の耳目を聳だてしめつゝある方向に対して新に考案されたやうな装置をも取入れることが出来たのは、当大学教授その他の人々の好意によるものでありまして、深く感謝してゐる次第であります、

かくて各方面に亘って特長あるものを探り求めた結果、従来この種の機械の製作を以て知られてゐたチンメルマン社、スピンドレル社のみならず、当地のマクスマルクス社、フランクフルト大学附属の機械師、ベルリン大学所属の機械師、ベルリン物理学工学研究所の機械師等にも依頼するに至りました、幸に私の滞在中に御通牒に接したので、かやうに万事好都合にまゐた(ママ)ので、その点は大いに喜でんゐるわけであります、うらむらくは金額がそこぶる制限されてゐることを唯今為替相場の率が極めて不利であることで、この点は甚だ遺憾であります、

尚シュトゥンプ文庫中、まだ同氏の手許に残されてある雑誌及びドイツ各学士院（アカデミー）出版の研究論文は、学術研究上最も重要な参考書でありまして、最近同氏に面会した節、「心理学雑誌」はまだ手ばなすことが出来ないが、研究論文は書肆にも評価させた上相当の価格を定めて私のところまで報知してもらふといふことに話しておきました、右論文は各科に亘って重要な研究を網羅すること恰もフランスのアカデミーのコントランデューの如きものであることはすでに御承知の事と存じます、来年度から出る筈の図書費中からその購入費を支出し得るならば非常に幸で、さもなくては好餌をねらいつゝある書肆のために鼻をあかされて、あたら好機を逸することを大いにおそれざるを得ません、

右御報告かたゝ一寸申上げる次第であります
尚機械の出来は長くかゝるものでも一月までにすみますから、間違なく期日までに全部出来上る事と信じます、三菱側の推算で、手数料（五分）及び運賃荷造を約一割と見込み、四千五百円以内を購入費に当てる考であります、以上
追白
真野総長にもよろしくお伝へ下さるやう願ひます

九州帝国大学法文学部起案文書（会26）／大正13年（1924）12月24日起案・裁定、25日決行

在外研究員佐久間鼎史へ回答ノ件

案

拝復益々御清栄ノ段奉欣賀候、陳は去ル十月二十五日付御書面ヲ以テシュトゥンプ文庫中研究論文書籍購求ノ為経費ノ融通相成度旨御申越ノ趣了承仕候
右ニ関シ美濃部学部長トモ協議ノ上、運搬費ヲ含メ金壱千四百円也ヲ右図書購入費ニ充用スルコトニ取計ラヒ申候条、其ノ範囲内ニ於テ御希望ノ分御購入相成度候
然シテ代金ハ現品本学部へ到着ノ上本学部ヨリ直接納品人へ送金可致ニ付、納品人ヨリ書籍発送ト仝時ニ「インボイス」本学部宛送付致ス様御取計ラヒ相煩ハシ度、尚整理ノ都合有之候条貴官ヨリモ例ノ通図書目録御送付相成度候
先ハ右及回答候也
尚嚢ニ御発送相成候荷印S. K_{100} 図書函壱個無事到着済ニ候条御省慮相成度候

年月日

事務官

佐久間鼎宛

（独逸伯林日本大使館気付）

(6) 西山重和・大澤章

書翰（大澤章・西山重和→九州帝国大学総長真野文二）／大正13年（1924）6月23日

謹啓、法文学部図書費のことに関しては全体として別に九大会より御願ひすること、思ひますが、茲には私共二人に特別な事情をお述べして国際法に関する図書購入に付いて至急何等かの方法を御講じ下さる様切にお願ひ致します。

一、国際公法及国際私法に関する参考書はその学問の性質上最も広汎に蒐集しなければならず、且権威ある著書、條約集等には頗る大部のものが多く、価格も非常に大きなものとなります。特に各国政府の出してゐる出版物、例へばステートブックス又はステートペーパーズの如きものは是非その全部を備へることが必要でありますが、ステートペーパーズのみでも三千円を要します。更に雑誌其他の定期刊行物等を加へると著しい額に上ります。條約集に至ってはその完全なものを揃へるためには啻に金額のみならず多大の労力と時間とを費して尚且困難を感ずる実情であります。

二、然るに私共の専門関係の図書費に付いては私共の欧洲到着前、大森が三万円をベルリンに携行し、右の金額は当時在ベルリンの同僚間に於てのみ分配せられ、木村、大澤、西山の三人に対する控除額中大澤及西山に対する分合計四百磅はロートマール文庫購入に流用して為め、各々その分配を受けることが出来なくなりました。幸ひ木村の分として山之内が保管してゐた二百磅を木村、大澤、西山に分配し一人約六十六磅宛を受けました。従って他の各専門に付いては少くとも二百磅－木村は三千円を別に都合付けて戴いたようですから三千六七百円－だけは兎も角図書を購入し得た筈でありますが、最も多く図書費を要する国際公法国際私法は各々僅かに六十六磅前後を受けたのに過ぎません故、フランスの

みに於てすら必要なもの丶何分の一をも買ふことが出来ずに居る次第であります。

三、巴里九大会が三菱より図書費とし五万円借入に付いて種々苦心し、三菱巴里支店に於て九州帝国大学よりの償却に関する條件其他－別紙御参考－を示され且又三菱側からは大学当局の承諾あった旨を明言せられたので一同非常に喜び既に法律書肆の主なるもの三－（ダロス、シレー、ルソオ）－と交渉を開始し、特にルソオ書肆とは契約調印にまで進みました折柄、五万円の件は絶対に知らないと云ふ御電報及び御書面に接し、三菱側は勿論私共一同も唯茫然として如何なる次第で返却條件まで提示せられた件を総長が御承知ないのかと事件の成行に付いて甚だ不審に思ひ且図書購入の必要を目前に控へて非常に苦慮致して居る次第であります。既に大部の條約集、法令集、判例集、ステートブックス等はその金額上総てこの五万万円の内から購入する予定にして居りましたので、若し国際公法及国際私法の方に他から図書費の補給が得られないとすると九州帝国大学法文学部の国際法関係図書は、その最小限度のものすらも備へることが出来なくなりますので、私共非常に苦慮致して居る次第であります。

四、国際法に関する図書費としては国際公法のみでも最も少く見積っても五千円は絶対必要であります。国際私法の方もそれ以上に上る見込であります。特に大学として教授の研究、教授上、学生の研究上是非備付けなければならない種数の図書文書を大部分集めること丶すれば国際公法及国際私法の夫々に付いて約二万円を要すること丶信じます。

五、フランスのみに付いて申しても図書の購入及販売が巴里に集中し、且各国人、特にアメリカ及振興諸国等の各大学を完備完備する為図書購入に来るもの頗る多く、巴里の各書肆について長い時間と多くの努力とを費しても権威ある著書其他の参考書を集めることは非常に困難であり、且その困難の度は日々加はりつ丶あります。従って価格の点も著しく騰貴して、例へば国際法の参考書中一部八九十円乃至百円を費しても容易

に手に入らないものがあります。特にそれは稀らしい書物ではなく何処の大学でも法学部があれば必ず備付けて置かなければならない書物についてゞあります。

右様の事情で二重の点から国際公法国際私法に関する図書は各自非常な努力をしても中々完全に近いものは愚かその最少限度さへ満たし難い実情であります。何卒右の事情と私共の苦慮とを篤と御諒察下さって何等かの方法に依り、私共の当地に居ります間に出来るだけの書物が得られる様御配慮下さることを切に御願ひ致す次第であります。敬具

大正十三年六月二十三日

大澤章

西山重和

九州帝国大学総長

真野文二殿

九州帝国大学法文学部起案文書（会1270号）／大正13年（1924）8月12日起案、23日裁定・決行

在外研究員西山重和外一人回答ノ件

拝復、各位益々御清栄ノ段奉欣賀候、陳は六月廿三日付総長へ御申越ノ書面ノ趣了承仕候、昨年在伯林九大会ヨリノ請願ニ依リ大森研造氏宛金参萬円図書購入費トシテ概算渡シ致置候処、仝氏ヨリ関係諸氏へ各自専門ノ図書購入費ニ充用スベク、ソレ〳〵分配致候趣ナルカ、貴殿へノ分配金少額ナル為最モ多ク図書費ヲ要スル国際法学御研究相成関係上直接本学へ経費ノ融通ヲ御申出相成御座候御事情止ムナキ事と存セラル候へ共、如何ンセン予算ノ都合上目下ノ処乍遺憾貴意ニ応シ兼ネ候條、不悪御了知相成度、後日経理上残余ヲ生スルカ或ハ後年度予算ノ都合相付歟迄ハ致方無之ト存候

尚大森氏へ概算渡致候金参萬円ノ中分配相受ラレ候金額ニ対シテハ遅クモ大正十三年十二月迄ニハ悉皆精算完結シ会計検査院へ提出セサルヘカラサ

ル規定ニ有之候条、御手数ニ候へ共右事情御賢察ノ上、一日モ早ク現品ハ本学会計課宛御出荷相成ルト仝時ニ図書目録又インボイスニ精算書其他関係書類添付小官宛至急御郵送相成様御配慮相煩ハシ度、此段依命御回答旁ニ照会ニ及ヒ候也、敬白

年月日

会計課長

西山重和

大澤章宛

（仏国巴里日本大使館気付）

二伸

尚三菱商事会社ヨリ金五万円借入方本学当局ノ承認云々ノ件ハ曩ニ承認ヲ与ヘタル、バルト氏文庫及プライス氏文庫其他ノ図書購入ニ関シ仲介ノ労ヲ採レル三菱へ支払上ニ就キ打合シタル要領ガ誤伝サレシモノカト存候、為念申添候

九州帝国大学法文学部起案文書（会10号）／大正13年（1924）11月4日起案、6日裁定・決行

在外研究員西山重和外一人へ通牒ノ件

案

曩ニ国際法関係図書蒐集ノ為経費ノ融通相受ケ度旨総長宛御申越相成候砌、八月廿三日付会第一二七〇号ヲ以テ依命回答致置候処、其後美濃部学部長トモ協議ノ上予算ノ差繰ヲ行ヒ、運搬費ヲ含メ金参千円也ヲ国際法関係図書購入費ニ充用スルコトニ取計申候条、其ノ範囲内ニ於テ御希望ノ参考書籍御購入成度候、然シテ代金ハ現品本学部ニ到着ノ上本学部ヨリ直接書店へ送金可致候ニ付、書店ヨリ書籍発送ト同時ニ「インボイス」本学部宛送附致候様御取計相成度候、尚整理ノ都合有之候条貴官ヨリ書面目録（別紙ノ通）御送附相成度此段依命及通牒候也

追テ先便ニモ申上候通大森研造氏宛概算渡金中分配相受ナラレ候金額ニ対

シテハ最早御購入ヲ了ヘ現品御発送ノコトヽハ存候へ共、本文ニ依リ新ニ御購入相成書籍トハ厳然ト区分御出荷相成度為念申候候

年月日

事務官

西山重和

大澤章　宛

（仏国巴里日本大使館気付）

(7) 風早八十二

書翰（風早八十二→真野文二総長）／大正13年（1924）9月16日

拝啓其後は御無沙汰申し上けまして相済みません、総長閣下並ひに坂根事務官殿には　益々御清栄の御事と存します、我が法文学部の建設の方面も愈々進捗せる事と信じます、下って私は六月末に無事健全に巴里に着、ソルボンヌ大学に於て研究致してゐますから御安心下さい

偖て、出発の際には種々と御親切なる御説明に預り有難く御礼申上けます、其の折総長閣下並に坂根事務官殿に御依頼申上けてはおきましたが、例の書籍費の事は其後如何になってゐるのでございますか、私の担任すべきは「刑法」及ビ刑事社会学（「脱カ」）」の二講座で、他に刑事訴訟法も亦私がその参考書を購入して参らねば、他に其任に当る人なく、従て此の三ケ月の書籍費は極めて重要なるものを最小限に制限致しましても約五千円を超過致す見積りであります、而して購入致すべき国も多数なるに加へ、各国とも当今出版年代少し古きものは絶版書多く、如何にしても現金を持て、相当期間を費やす事に致さねば、到底研究室の面目を保つ如き公平たる購入は不可能と信じますので、右五千円を出来るだけ至急御送付下さいます様御願ヒ申ます、此事は美濃部博士にも充分御依頼申しておきましたから御承知おき下さい、

次に若し現金が送付される事不能なる場合には、現物と立替にて年度末に会計方より支払はれ得る様に御尽力下さいませ、

各国在留期間は極めて僅少にて、例へば仏国の如きも今年一杯の予定でありますに加へ、御許可があるまで購入差控へてゐなくてはならないわけでございますから、何卒出来るたけ至急に最善の御沙汰を賜はる様切望申上けます、

先は御面倒なる事ながら、右御願まで、

末筆ながら御皆様の御健康を祈ります、敬具

大正十三年九月十六日

巴里にて

風早八十二

九州帝国大学法文学部起案文書（会第11号）／大正13年（1924）11月4日起案、6日裁定、6日決行

在外研究員風早八十二氏へ回答ノ件

案

謹啓無事渡仏ノ趣奉欣賀候、陳は九月十六日付ヲ以テ刑法関係書籍蒐集ノ為金五千円程送附相成度旨総長宛御申越ノ趣了承仕候、右ハ予算ノ都合上全額ハ貴意ニ応シ兼ネ候へ共、美濃部学部長トモ協議ノ上、運搬費ヲ含メ金参千円也ヲ刑法関係図書購入費ニ充用スルコトニ取計申候条、其ノ範圍内ニ於テ御希望ノ参考書籍御購入相成度候、然シテ代金ハ現品本学部ニ到着ノ上本学部ヨリ直接書店へ送金可致候ニ付、書店ヨリ書籍発送ト仝時ニ「インボイス」本学部宛送附致様御取計相成度候、尚整理ノ都合有之候條、貴官ヨリ図書目録（別紙ノ通）御送付相成度段依命及回答候也

年月日

事務官

風早八十二宛

（仏国巴里日本大使館気付）

書翰（風早八十二→九大法文学部坂根事務官）／大正14年（1925）2月2日

拝啓、貴下益々御清栄の趣慶賀至極に存上候、陳は去る十一月六日附を以て、小生請求額五千円に対し、金参千円也を刑法関係図書購入費として御許可相成候事御通告に接し、御配慮の段厚く御礼申上候

御蔭に依り小生も愈々図書購入を開始仕候処、

一、小生等の遙々当地に来て最も目を附けざるべからざるは、近頃出版されし新本に非ずして、当地にて探さゝる限り再び得がたき古本類なるに拘らず、古本屋は後払を承知致さゝる事

二、新本屋は勿論、後払を承知致すも、前払ならば割引いてくれる一割を、後払ならば全然此の恩典を与えてくれ申さず

三、孰れの場合たるを問はず、仏国の本屋は今日、運搬費は必らず前払を要すること

四、折角大切なる本を見付けても、その額が高き為買ふこと出来ず、斯くてみすゝ宝を逃すこと

其他みすゝ不経済、損害多く、かくてまで猶ほかくの如き購入方法を探る必要ありやと判断に苦しむ次第に御座候、故に此度御決定に相なりし方法を改め、何卒現金を先づ御送付相成度御依頼申上候

従来既に購入を試みて、本屋と契約済みの分は運搬費とも六五〇円ほどに達し居候が、これは致方なく従来の方法にて御仕払を乞ふことに致し、差引残額の中、金二千円だけは、現金にて御送付相なり度切望仕候、斯くなれば本は遙かに有利なる条件にて購入され、学校の為幸と存候、今度の如き不便なる方法に決定されしは、恐らく従来の留学生の或る連中が■(迅)速にインボイスや目録を九大に送付せざりしに基くやと愚考致し候も、其点に就ては十分責任を以て■(迅)速確実に詳細なるインボイス其他を御届け致すことを誓約仕候

小生は此書面の御回答を得るまで巴里に滞在、買ふべきものを済ませたる後、独乙に向ふ予定に候間、御送付先は相変らず巴里の大使館宛に御願申候、現金は常にポンドに換算して後、御送付下され度、更でだに価値少な

き円価は当地に来りては更に数等割合が悪く相成る故に候、美濃部仮部長にも仝様の書面を御送り申候間、御承知おき相成度候、末筆ながら御自愛専一に祈上候

大正十四年二月二日

風早八十二

九大法文学部

坂根事務官殿

侍史

九州帝国大学法文学部起案文書（法文会第63号）／大正14年（1925）3月17日起案・裁定、18日決行

在外研究員風早八十二氏へ回答ノ件

案

拝復二月二日付貴翰正ニ領収、刑法関係図書購入費金参千円ノ内、金弐千円也の概算渡、相受ケ度趣了承致候

御来示ノ理由ニ依リ是非現金送付ヲ御所望ニ候ハヽ事情止ムなきこと、存ジ、貴意ニ副フ様取計可申候条、別紙書式ニ準シ概算渡請求書御送付相成度候、

従前概算渡致候モノニシテ未ダ正規ノ手続完了済ノモノ殆ンド無之、当学部ニ於テモ会計手続上不尠当惑致居候次第ニ有之候間、前記概算渡シノ上ハ出来得ルダケ速ニ精算相成様、特ニ御配慮相煩ハシ度候、右回答マデ如斯ニ御座候、敬具

年月日

事務官

風早八十二宛

（巴里日本大使館気付）

（別紙）

概算渡請求書

一、金　　円也

内訳

金　　円也　別紙図書目録ノ通

金　　円也　荷箱代

々

右金額概算渡相受ケ度候、此段申請候也

年月日　　氏名　印

九州帝国大学総長真野文二殿

九州帝国大学法文学部起案文書（会125号）／大正14年（1925）6月5日起案、6月6日裁定・決行

三菱商事株式会社門司支店へ委託ノ件

案

六月二日付会第一二一号ヲ以テ御照会申上候文部省在外研究員風早八十二氏ヨリ其後更ニ送附済ノ図書（三千円）以外ニ尚約金六百五十円ニ相当スル程ノ融通相受ケ度旨申越シ、御承認ノ有無貴社ヲ通ジテ在巴里貴社支店へ電報ヲ以テ申送リ相成度旨申来リ候ニ付イテハ、其事情止ムナキ事ト存ゼラレ候條、本学部ニ於テハ右金額ニ相当スル図書購入ノ件ハ異存無之候條、其旨御手数ナガラ至急貴社ヨリ巴里貴社支店へ電報ヲ以テ御申送相成度、此段御依頼ニ及ビ候也

大正十四年月日

法文学部

三菱商事株式会社門司支店宛

注

（1） 法文学部の設置にいたる経過については、特に断らない限り川添昭二氏の執筆にかかる『九州大学五十年史 通史』のうち207～213頁（九州大学創立五十周年記念会、1967年）に依拠した。

（2） 『廃布令勅令大正九年』（国立公文書館所蔵）。

（3） 宮本盛太郎「鹿子木員信の基礎的研究」（『宗教的人間の政治思想（軌跡編）』、木鐸社、1884年３月）、葉照子「第一次大戦後の日独関係修復過程における文化交流史的一側面 ── 鹿子木員信をめぐって ──」（『九州ドイツ文学』12、九州大学独文学会、1998年）など。

（4） 加藤哲郎『ワイマール期ベルリンの日本人 ── 洋行知識人の反帝ネットワーク ──』（岩波書店、2008年10月）。

（5） 滞在期間と滞在国については辻直人『近代日本海外留学の目的変容』（東信堂、2010年11月）に依拠した。

（付記） 本稿は科学研究費補助金・基盤研究（C）（2009～2011年度）課題番号21530803（研究代表者・折田悦郎）「後発帝国大学の設立理念と実態 ── 九州帝国大学法文学部の場合 ──」の研究成果の一部である。史料の閲覧にあたっては、九州大学大学文書館の折田悦郎教授に便宜を図っていただきました。記して感謝申し上げます。